

山梨県公報

号外第十一号

平成二十二年

三月十日

水曜日

目次

条 例

- 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例……………一
- 山梨県地域医療再生臨時特例基金条例……………二
- 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………二

条例のあらまし

- 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例**(条例第五号)(医務課)
- 1 大規模な地震等の災害時に医療の活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進することにより、災害時における適切な医療提供体制の確保を図るため、山梨県医療施設耐震化臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
 - 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
 - 3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
 - 4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
 - 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 6 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。
- 山梨県地域医療再生臨時特例基金条例**(条例第六号)(医務課)
- 1 地域医療再生計画に基づく事業を実施することにより、地域における医療提供体制の強化を図るため、山梨県地域医療再生臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
 - 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
 - 3 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
 - 4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。

条 例

- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 6 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。
- 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例**(条例第七号)(福祉保健総務課)
- 1 離職を余儀なくされた者等のうち生活に困窮する者に対する生活及び就労の支援を行う事業を新たに実施するため、基金の目的を改正することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。
平成二十二年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五号

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置)

第一条 大規模な地震等の災害時に医療の活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進することにより、災害時における適切な医療提供体制の確保を図るため、山梨県医療施設耐震化臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に

限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。
(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県地域医療再生臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十二年三月十日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六号

山梨県地域医療再生臨時特例基金条例

(設置)

第一条 地域医療再生計画(地域における医療に係る課題に対応するため県が策定する計画をいう。)に基づき事業を実施することにより、地域における医療提供体制の強化を図るため、山梨県地域医療再生臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。
(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利用率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に

限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。
(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月十日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第七号

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「余儀なくされた者」を「余儀なくされた者等」に改め、「図る」の下に「とともに、これらの者のうち生活に困窮する者に対し生活及び就労の支援を行う」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。